

中学校給食における 異物混入対応マニュアル

町田市教育委員会保健給食課

2026年1月

目次

内 容

1 総則	3
(1)本マニュアルの対象.....	3
(2)適用関係	3
2 食品に混入する異物	4
(1)「異物」の定義.....	4
(2)異物の分類	4
分類Ⅰ：危険異物(針金、金属片、ガラス片等)	4
分類Ⅱ：危険異物(衛生害虫、変色、異臭等)	4
分類Ⅲ：非危険異物(毛髪、ビニール片、衛生害虫以外の虫等)	4
3 異物への対応	5
(1)学校において異物が発見された場合の対応	6
分類Ⅰ：危険異物(針金、金属片、ガラス片等)	6
分類Ⅱ：危険異物(衛生害虫、変色、異臭等)	8
分類Ⅲ：非危険異物(毛髪、ビニール片、衛生害虫以外の虫等)	10
(2)給食センターにおいて異物が発見された場合の対応	12
分類Ⅰ：危険異物(針金、金属片、ガラス片等)	12
分類Ⅱ：危険異物(衛生害虫、変色、異臭等)	14
分類Ⅲ：非危険異物(毛髪、ビニール片、衛生害虫以外の虫等)	15
4 生徒に対する指導について	17
5 保護者への連絡	17
6 報道機関への対応	18
(1)公表対象(原則)	18
(2)公表のタイミング	18
7 対応事例	19

1 総則

(1)本マニュアルの対象

本マニュアルは、中学校給食において異物混入が発生した際に取りべき行動を定めるものであり、中学校と市の行動を対象とする。ただし、市と給食事業者とが連携する必要のある事項等についても本マニュアルの対象としており、その限りにおいて給食事業者は本マニュアルに従って行動する必要がある。

堺エリアについては、ゆくのき学園給食室から給食を配送する。本マニュアルにおいては、ゆくのき学園給食室を「給食センター」に位置付け、給食センターに準じて対応するものとする。

(2)適用関係

本マニュアルと事業者が作成している危機管理マニュアルの内容に不整合がある場合には、本マニュアルの定めを優先的に適用する。

2 食品に混入する異物

異物の「定義」と「異物の分類」は次のとおりとする。

(1)「異物」の定義

異物は、生産、流通、調理、配送、配膳の過程で不都合な環境や取り扱い方に伴って、食品中に混入したあらゆる外来物をいう。ただし、高倍率の顕微鏡を用いなければ、その存在が確認できない程度の微細なものは対象としない。

原料そのものに由来する物質や食品の変色部分は「異物」に含まない。

【例：骨、卵殻、貝殻、血合い、塩の結晶 等】

※参考文献 厚生労働省監修「食品衛生検査指針」

(2)異物の分類

分類Ⅰ：危険異物(針金、金属片、ガラス片等)

針金、金属片、ガラス片、鋭利なプラスチック、薬物、薬品類等

→喫食することで、生命に深刻な影響を与える異物

分類Ⅱ：危険異物(衛生害虫、変色、異臭等)

衛生害虫と思われる異物（ゴキブリ、ハエ、ネズミ等）

異常な変色、異臭等

→喫食することで、健康への影響が大きいと思われる異物

分類Ⅲ：非危険異物(毛髪、ビニール片、衛生害虫以外の虫等)

毛髪、ビニール片、繊維、スポンジ片、ブラシの毛、小石

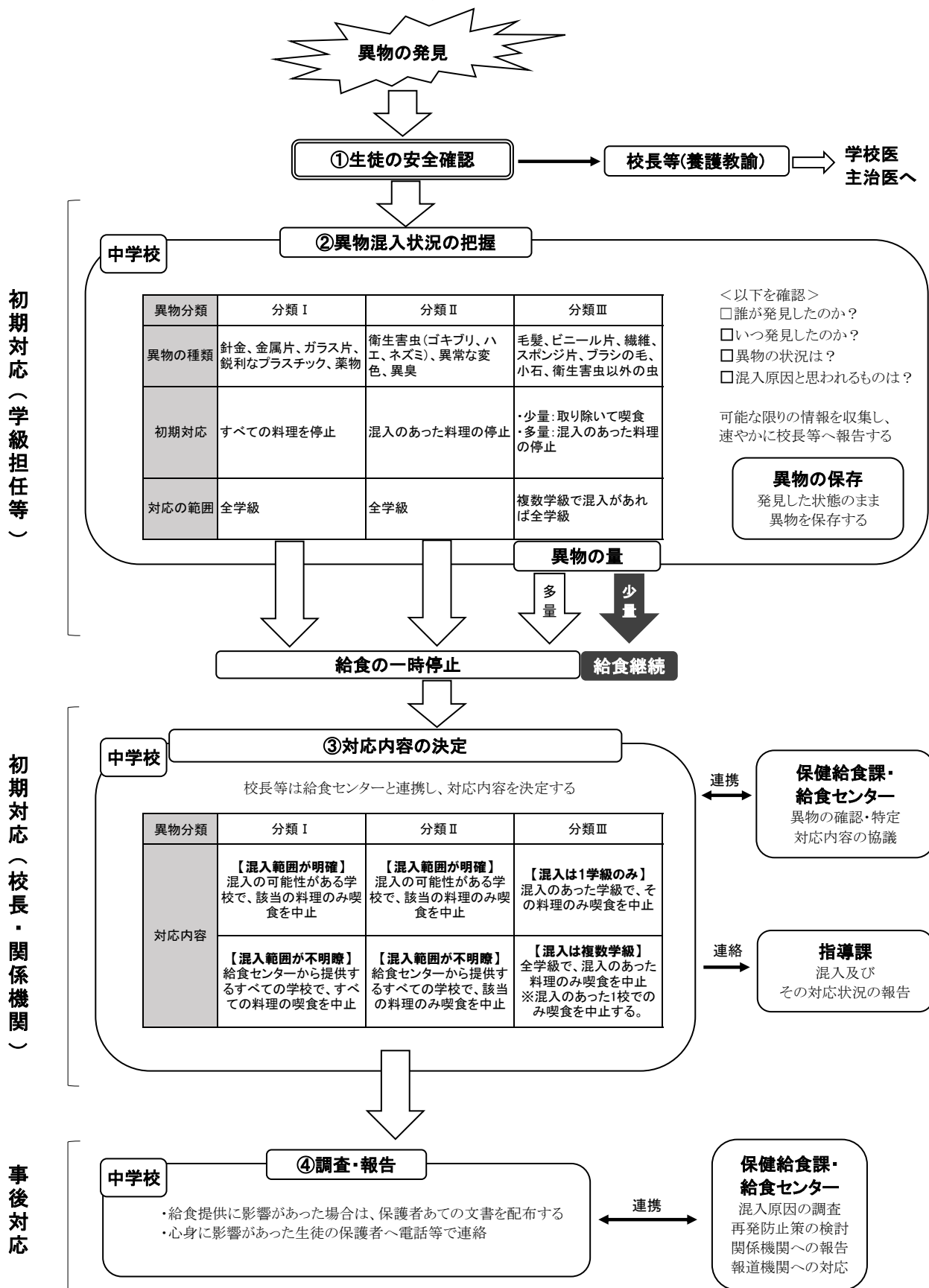
野菜等に付着している虫、羽虫（例：ユスリカ、体長2mm程度の小さいハエ）、

アリ、クモ等の虫

→不快であり衛生的ではないが、健康への影響は少ないと思われる異物

3 異物への対応

学校で異物を発見した時の対応フロー



(1)学校において異物が発見された場合の対応

分類Ⅰ：危険異物(針金、金属片、ガラス片等)

喫食することで、生命に深刻な影響を与える異物である。

混入の可能性がある『すべての料理』の喫食を中止し、回収する。混入の範囲が不明瞭な場合には、給食センターから提供するすべての学校で、すべての料理の喫食を中止する。

生徒が一切の食事をとれなかった時、5時間目、6時間目の授業を中止して生徒を帰宅させる。

対応内容

<混入のあった学級(担任等)>

- ① 異物の混入を確認した学級担任等は、ただちに給食(すべての料理)の喫食を一時停止し、生徒の安全確認を行う。
- ② 異物の種類や数量、形状、混入状況、喫食状況等を調査し、直ちに校長等へ報告する。
- ③ 校長等の指示によって、給食の喫食を中止し、回収する。
※異物が混入していた食器、食缶はそのままの状態での保存する

<学校(長等)>

- ① 全学級の学級担任等へ給食(すべての料理)の喫食を一時停止するとともに、生徒の安全確認及び喫食状況等を調査するよう指示する。
- ② 生徒が異物を口にした場合は、必要に応じて学校医へ連絡を取り、処置について助言を受け、病院等に搬送する。
- ③ 給食センターへ異物の混入状況を報告し、その後の対応を協議する。給食センター職員へ連絡がつかない時には、保健給食課へ連絡する。
- ④ 喫食の中止、もしくは再開を指示する。生徒が一切の食事をとれなかった時、5時間目、6時間目の授業を中止し、生徒を帰宅させるよう学級担任等へ指示する。
- ⑤ 指導課へ異物の混入状況を報告する。
- ⑥ 給食センター・学校が連携して、異物混入の事実とその対応内容を説明する保護者宛の文書を作成し、保護者へ配布する。

<給食センター【市】>

- ① 学校から異物の混入があったことについて、報告を受ける。その際、異物の種類や数量、形状、混入状況、喫食状況について聴取する。また、給食の喫食を一時停止していることを確認する。
- ② 保健給食課長等へ連絡し、対応内容（中止する範囲【料理・学校】）を確認する。

<給食を中止する範囲の考え方>

- 混入の範囲が明確：該当の切裁機や釜で調理した料理を回収
- 混入の範囲が不明瞭：すべての料理を回収（学校直送品やパン等、明らかに混入しないものは例外とする）

- ③ 中学校へ対応内容を連絡する。
- ④ 給食センター・学校が連携して、異物混入の事実とその対応内容を説明する保護者宛の文書を作成する。
- ⑤ 調理工程を確認し、混入の原因を調査する。
 - <混入原因が給食センターにあると考えられる時>
給食事業者へ再発防止策を確認する。
その後、対応内容を保健給食課長、校長等へ報告する。
 - <混入原因が物資納入業者にあると考えられる時>
納入業者へ再発防止の指導を行う。
調査結果、対応内容を保健給食課長、校長等へ報告する。
※納入業者が行う混入原因の調査やその対策に関する回答に時間がかかる場合には、別業者から購入することを検討する。

<給食センター【事業者】>

- ① 学校から混入していた異物を回収する。
- ② 異物の混入状況を市と共に調査する。混入原因が給食センターにあると考えられる時には、再発防止に取り組む。必要に応じて、保健所の指導、助言を受ける。
- ③ 「中学校給食における異物混入報告書」（様式1）を作成し、保健給食課長へ報告する。

<保健給食課>

- ① 町田市保健所生活衛生課食品衛生係（042-722-7254）へ電話し、発生状況及びその対応状況を報告する。
- ② 東京都教育庁地域教育支援部義務教育課（03-5320-6878）へ電話し、発生状況及びその対応状況を報告する。その後、「学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告（別紙4-1）」を提出する。

分類Ⅱ：危険異物(衛生害虫、変色、異臭等)

喫食することで、生徒の健康へ影響が大きいと思われる異物である。

混入・異常の可能性のある料理の喫食を中止し、回収する。

対応内容

<混入のあった学級(担任等)>

- ① 異物の混入や異常な変色、異臭を確認した学級担任等は、ただちに混入・異常のあった料理の喫食を一時停止し、生徒の安全確認を行う。
- ② 異物の種類や数量、形状、混入状況、変色の状態、異臭の種類、喫食状況等を調査し、校長等へ報告する。調査の際は、調理や配缶（給食センター）で混入したものか、配膳（学校）で混入したものか、わかる情報があれば記録する。
- ③ 校長等の指示によって、混入・異常のあった料理の喫食を中止し、回収する。
ただし、混入・異常が配膳後に生じていることが明らかな場合には、該当の食器のみ喫食を中止・回収し、新しい料理に取り替えて喫食する。
※異物が混入していた食器、食缶はそのままの状態での保存する

<学校(長等)>

- ① 全学級の学級担任等へ混入のあった料理の喫食を一時停止するとともに、生徒の安全確認及び喫食状況等を調査するよう指示する。
- ② 生徒が異物を口にした場合は、必要に応じて学校医へ連絡を取り、処置について助言を受け、病院等に搬送する。
- ③ 給食センターへ異物の混入状況を報告し、給食の喫食を中止する範囲について協議する。給食センター職員へ連絡がつかない時には、保健給食課へ連絡する。
- ④ 混入のあった料理の喫食を中止、又は再開を学級へ指示する。
- ⑤ 指導課へ異物の混入状況を報告する。
- ⑥ 給食センター・学校が連携して、保護者宛の文書を作成し、保護者へ配布する。

<給食センター【市】>

- ① 学校から異物の混入があったことについて、報告を受ける。その際、異物の種類や数量、形状、混入状況、喫食状況について聴取する。調理や配缶（給食センター）で混入したものか、配膳（学校）で混入したものかによって、その後の対応内容が変わるため、判断に必要な情報を聞き取る。
- ② 保健給食課長等へ連絡し、対応内容（中止する範囲【料理・学校】）を確認する。
- ③ 中学校へ対応内容を連絡する。
- ④ 給食センター・学校が連携して、異物混入の事実とその対応内容を説明する保護者宛の文書を作成する。
- ⑤ 調理工程を確認し、混入の原因を調査する。
 - <混入原因が給食室にあると考えられる時>
給食事業者へ再発防止策を確認する。
その後、対応内容を保健給食課長、校長等へ報告する。
 - <混入原因が物資納入業者にあると考えられる時>
納入業者へ再発防止の指導を行う。
調査結果、対応内容を保健給食課長、校長等へ報告する。※納入業者が行う混入原因の調査やその対策に関する回答に時間がかかる場合には、別業者から購入することを検討する。

<給食センター【事業者】>

- ① 学校から混入していた異物を回収する。
- ② 異物の混入状況を市と共に調査する。混入原因が給食センターにあると考えられる時には、再発防止に取り組む。必要に応じて、保健所の指導、助言を受ける。
- ③ 「中学校給食における異物混入報告書」（様式1）を作成し、保健給食課長へ報告する。

<保健給食課>

- ① 町田市保健所生活衛生課食品衛生係（042-722-7254）へ電話し、発生状況及びその対応状況を報告する。
- ② 東京都教育庁地域教育支援部義務教育課（03-5320-6878）へ電話し、発生状況及びその対応状況を報告する。その後、「学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告（別紙4-1）」を提出する。

分類Ⅲ:非危険異物(毛髪、ビニール片、衛生害虫以外の虫等)

異物自体は、不快であり衛生的ではないが、生徒の健康への影響が少ないと思われる異物である。混入した異物の“量”によって、対応内容が2パターンに分かれる。

パターン1:異物を取り除くことができる「少量」の場合 ※毛髪であれば2~3本程度

新しい料理に取り替えて喫食する。(食缶内の異物を取り除いて喫食する)

パターン2:異物を取り除くことができない「多量」の場合

『混入のあった料理』の喫食を中止し、回収する。

対応内容

<混入のあった学級(学級担任等)>

【食缶から発見された場合】

パターン1「少量」

- ① 食缶内に少量の異物を発見したことを校長等へ報告する。
- ② 校長等の指示によって、異物を取り除いて喫食させる。
※取り除いた異物は、そのままの状態での保存

パターン2「多量」

- ① 食缶内に多量の異物を発見した場合、ただちに混入のあった料理の喫食を一時停止し、生徒の安全確認を行う。
- ② 異物の種類や数量、形状、混入状況、喫食状況等を調査し、校長等へ報告する。
- ③ 校長等の指示によって、混入のあった料理の喫食を中止し、回収する。
※異物が混入していた食缶はそのままの状態での保存

【配膳した料理から発見された場合】

パターン1「少量」

- ① 食器等に混入した異物が食缶内にも混入していないか確認する。
- ② 配膳した料理から少量の異物を発見したことを校長等へ報告する。
- ③ 校長等の指示によって、新しい料理に取り替えて喫食させる。
※取り除いた異物は、そのままの状態での保存

パターン2「多量」

- ① 食器等から多量の異物を発見した場合、ただちに混入のあった料理の喫食を一時停止し、生徒の安全確認を行う。
- ② 異物の種類や数量、形状、混入状況、喫食状況等を調査し、校長等へ報告する。
- ③ 校長等の指示によって、混入のあった料理の喫食を中止し、回収する。
※取り除いた異物は、そのままの状態での保存

<学校(校長等)>

【食缶から発見された場合】

パターン1「少量」

- ① 異物は取り除ける程度の混入であることを確認する。
- ② 異物を取り除いて喫食するよう、学級担任等へ指示する。
- ③ 給食センターへ異物の混入状況を報告する。

パターン2「多量」

- ① 学級担任等へ混入のあった料理の喫食を中止するよう指示する。加えて、全学級の学級担任等へ同様の混入がないか調査するよう指示する。
- ② 全学級へ調査した結果、複数学級において同様の混入があった場合は、全学級で混入のあった料理の喫食を中止する。
- ③ 回収することで不足する料理を学校内で調整し、喫食させる。
- ④ 給食センター、指導課へ異物の混入状況を報告する。
- ⑤ 給食センター・学校が連携して、保護者宛の文書を作成し、給食提供に影響のあった生徒の保護者へ配布する。

【配膳した料理から発見された場合】

パターン1「少量」

- ① 新しい料理に取り替えて喫食するよう学級担任等へ指示する。
- ② 給食センターへ異物の混入状況を報告する。

パターン2「多量」

- ① 学級担任等へ混入のあった料理の喫食を中止するよう指示する。加えて、全学級の学級担任等へ同様の混入がないか調査するよう指示する。
- ② 全学級へ調査した結果、複数学級において同様の混入があった場合は、全学級で混入のあった料理の喫食を中止する。
- ③ 回収することで不足する料理を学校内で調整し、喫食させる。
- ④ 給食センター、指導課へ異物の混入状況を報告する。
- ⑤ 給食センター・学校が連携して、保護者宛の文書を作成し、給食提供に影響のあった生徒の保護者へ配布する。

<給食センター【市】>

- ① 学校から異物の混入があったことについて、報告を受ける。その際、異物の種類や数量、形状、混入状況、喫食状況、対応内容について聴取する。
- ② 給食センター・学校が連携して、異物混入の事実とその対応内容を説明する保護者宛の文書を作成する。
- ③ 保健給食課へ異物混入の状況を報告する。
- ④ 調理工程を確認し、混入の原因を調査する。
<混入原因が給食室にあると考えられる時>
給食事業者へ再発防止策を確認する。
<混入原因が物資納入業者にあると考えられる時>
納入業者へ再発防止の指導を行う。
調査結果、対応内容を保健給食課長、校長等へ報告する。
※納入業者が行う混入原因の調査やその対策に関する回答に時間がかかる場合には、別業者から購入することを検討する。

<給食センター【事業者】>

- ① 学校から混入していた異物を回収する。
- ② 異物の混入状況を市と共に調査する。混入原因が給食センターにあると考えられる時には、再発防止に取り組む。必要に応じて、保健所の指導、助言を受ける。
- ③ 給食提供に影響があった時には、「中学校給食における異物混入報告書」（様式1）を作成し、保健給食課長へ報告する。

(2)給食センターにおいて異物が発見された場合の対応

分類Ⅰ：危険異物(針金、金属片、ガラス片等)

喫食することで、生命に深刻な影響を与える異物である
混入の可能性がある『すべての料理』の提供を中止する。

生徒が一切の食事をとれなかった時、5時間目、6時間目の授業を中止して生徒を帰宅させる。

対応内容

<給食センター【市】>

- ① 異物の混入により影響する料理が釜単位か、全料理なのか異物の種類や数量、混入状況等から対応内容を検討する。
※取り除いた異物は、そのままの状態での保存する

- ② 保健給食課長等へ連絡し、対応内容（提供を中止する範囲【料理・学校】）を確認する。
- ③ 影響する学校の校長等へ連絡し、異物が混入したことと、その対応内容を説明する。
- ④ 給食センター・学校が連携して、異物混入の事実とその対応内容を説明する保護者宛の文書を作成する。
- ⑤ 調理工程を確認し、混入の原因を調査する。
＜混入原因が給食室にあると考えられる時＞
給食事業者へ再発防止策を確認する。
その後、対応内容を保健給食課長、校長等へ報告する。
＜混入原因が物資納入業者にあると考えられる時＞
納入業者へ再発防止の指導を行う。
調査結果、対応内容を保健給食課長、校長等へ報告する。
※納入業者が行う混入原因の調査やその対策に関する回答に時間がかかる場合には、別業者から購入することを検討する。

＜給食センター【事業者】＞

- ① 異物の混入状況を市と共に調査する。混入原因が給食センターにあると考えられる時には、再発防止に取り組む。必要に応じて、保健所の指導、助言を受ける。
- ② 「中学校給食における異物混入報告書」（様式1）を作成し、保健給食課長へ報告する。

＜保健給食課＞

- ① 町田市保健所生活衛生課食品衛生係（042-722-7254）へ電話し、発生状況及びその対応状況を報告する。
- ② 東京都教育庁地域教育支援部義務教育課（03-5320-6878）へ電話し、発生状況及びその対応状況を報告する。その後、「学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告（別紙4-1）」を提出する。

＜学校(校長等)＞

- ① 生徒が一切の食事をとれなかった時、5時間目、6時間目の授業を中止し、生徒を帰宅させるよう学級担任等へ指示する。
- ② 給食センター・学校が連携して、保護者宛の文書を作成し、給食提供に影響のあった生徒の保護者へ配布する。

分類Ⅱ：危険異物(衛生害虫、変色、異臭等)

喫食することで、生徒の健康へ影響が大きいと思われる異物である。
混入・異常の可能性のある料理の提供を中止する。

対応内容

<給食センター【市】>

- ① 異物の混入・異常により影響する料理が釜単位か、全料理なのか異物の種類や数量、形状、混入状況、変色の状態、異臭の種類等から対応内容を検討する。
※取り除いた異物は、そのままの状態での保存する
- ② 保健給食課長等へ連絡し、対応内容（提供を中止する範囲【料理・学校】）を確認する。
- ③ 影響する学校の校長等へ連絡し、異物が混入した事実と、その対応内容を説明する。
- ④ 給食センター・学校が連携して、異物混入の事実とその対応内容を説明する保護者宛の文書を作成する。
- ⑤ 調理工程を確認し、混入の原因を調査する。
<混入原因が給食室にあると考えられる時>
給食事業者へ再発防止策を確認する。
その後、対応内容を保健給食課長、校長等へ報告する。
<混入原因が物資納入業者にあると考えられる時>
納入業者へ再発防止の指導を行う。
調査結果、対応内容を保健給食課長、校長等へ報告する。
※納入業者が行う混入原因の調査やその対策に関する回答に時間がかかる場合には、別業者から購入することを検討する。

<給食センター【事業者】>

- ① 異物の混入状況を市と共に調査する。混入原因が給食センターにあると考えられる時には、再発防止に取り組む。必要に応じて、保健所の指導、助言を受ける。
- ② 「中学校給食における異物混入報告書」（様式1）を作成し、保健給食課長へ報告する。

<保健給食課>

- ① 町田市保健所生活衛生課食品衛生係（042-722-7254）へ電話し、発生状況及びその対応状況を報告する。
- ② 東京都教育庁地域教育支援部義務教育課（03-5320-6878）へ電話し、発生状況及びその対応状況を報告する。その後、「学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告（別紙4-1）」を提出する。

<学校(校長等)>

- ① 給食センター・学校が連携して、保護者宛の文書を作成し、給食提供に影響のあった生徒の保護者へ配布する。

分類Ⅲ:非危険異物(毛髪、ビニール片、衛生害虫以外の虫等)

異物自体は、不快であり衛生的ではないが、生徒の健康への影響が少ないと思われる異物である。混入した異物の“量”によって、対応内容が2パターンに分かれる。

パターン1:異物を取り除くことができる「少量」の場合 ※毛髪であれば2~3本程度
異物をすべて取り除いて提供する。

パターン2:異物を取り除くことができない「多量」の場合
混入が疑われる料理の提供を中止する。

対応内容

パターン1「少量」

<給食センター【市】>

- ① 混入している異物をすべて取り除き、給食を提供する。
- ② 調理工程を確認し、混入の原因を調査する。
<混入原因が給食室にあると考えられる時>
給食事業者へ再発防止策を確認する。
<混入原因が物資納入業者にあると考えられる時>
納入業者へ再発防止の指導を行う。

<給食センター【事業者】>

- ① 異物の混入状況を市と共に調査する。混入原因が給食センターにあると考えられる時には、再発防止に取り組む。必要に応じて、保健所の指導、助言を受ける。
- ② 「中学校給食における異物混入報告書」（様式1）を作成し、保健給食課長へ報告する。

パターン2「多量」

<給食センター【市】>

- ① 異物の混入により影響する料理が釜単位か、全料理なのか異物の種類や数量、形状、混入状況等から対応内容を検討する。
※取り除ける範囲の異物をそのままの状態で作成する
- ② 保健給食課長等へ連絡し、対応内容（提供を中止する範囲【料理・学校】）を確認する。
- ③ 影響する学校の校長等へ連絡し、異物が混入した事実と、その対応内容を説明する。
- ④ 給食センター・学校が連携して、異物混入の事実とその対応内容を説明する保護者宛の文書を作成する。
- ⑤ 調理工程を確認し、混入の原因を調査する。
＜混入原因が給食室にあると考えられる時＞
給食事業者へ再発防止策を確認する。
その後、対応内容を保健給食課長、校長等へ報告する。
＜混入原因が物資納入業者にあると考えられる時＞
納入業者へ再発防止の指導を行う。
調査結果、対応内容を保健給食課長、校長等へ報告する。
※納入業者が行う混入原因の調査やその対策に関する回答に時間がかかる場合には、別業者から購入することを検討する。

<給食センター【事業者】>

- ① 異物の混入状況を市と共に調査する。混入原因が給食センターにあると考えられる時には、再発防止に取り組む。必要に応じて、保健所の指導、助言を受ける。
- ② 給食提供に影響があった時には、「中学校給食における異物混入報告書」（様式1）を作成し、保健給食課長へ報告する。

<学校(校長等)>

- ① 給食センター・学校が連携して、保護者宛の文書を作成し、給食提供に影響のあった生徒の保護者へ配布する。

4 生徒に対する指導について

- 教室やランチルームでは、学級担任等の指導のもと給食へ異物が混入しないように注意する。また、学習用具が散乱しないよう、日頃から整理整頓を心掛ける。
- 給食当番の生徒は、エプロンや帽子、マスクを着用し、配膳時に毛髪などの異物が混入しないように注意する。
- 給食当番の生徒は、クラスワゴンを配膳室から教室に運搬する途中で、食缶の蓋を開けない。
- 食缶や食器カゴ、食器・器具等は丁寧に扱い、破損しないよう注意する。
- 給食当番以外の生徒は、教室やランチルーム内に埃がたたないよう静かに待つ。また、毛髪や虫などが給食へ混入しないよう注意する。
- 金属片やガラス片等が給食へ混入した場合の危険性について指導する。

5 保護者への連絡

異物の混入によって給食の提供に影響が出た場合は、その事実を当該校が保護者へ当日中に文書で報告する。その文書は、参考文書「通知文雛形1」及び「通知文雛形2」を参考に作成する。

また、異物によって心身に影響があった生徒の保護者へ電話等で謝罪・報告する。保護者への謝罪・報告は、以下のとおり分担する。

- 異物混入の原因が給食センターにある時：保健給食課
- 異物混入の原因が学校にある時：当該校

6 報道機関への対応

公表の判断は、教育長が行う。公表内容は、保健給食課が「記者会向け情報提供フォーム」を用いて作成する。

公表する場合には、理事者、東京都教育庁地域教育支援部義務教育課、町田市保健所生活衛生課食品衛生係へ発生状況及びその対応状況を報告する。

報道機関へ公表した内容は、保健給食課が各学校、給食事業者へ情報提供する。

(1)公表対象(原則)

「金属やガラス等、人体に危険と思われる異物（分類Ⅰ）」又は「衛生害虫と思われる異物（ゴキブリ、ハエ、ネズミの糞など）（分類Ⅱ）」が学級で配膳された給食から発見され、生徒等が喫食し健康被害の発生がある、または発生する可能性がある場合とする。

(2)公表のタイミング

発見後、速やかに混入の経緯等を調査し、経緯や原因がほぼ確定した時点で公表する。

※原因究明に時間を要する場合は、「原因調査中」として公表する。

<関係機関連絡先>

名称	電話番号	FAX	メールアドレス
町田市保健所 生活衛生課 食品衛生係	042-722- 7254	042-722- 3249	hoken040@city.machida.tokyo.jp
東京都教育庁 地域教育支援部 義務教育課 給食指導担当	03-5320- 6878	03-5388- 1734	ml-kyusyoku@section.metro.tokyo.jp

7 対応事例

混入した異物によって、対応内容が変わります。

その判断の基とするため、混入した異物とその対応内容例を下へ記載します。

混入した異物	混入の範囲	対応内容（例）
髪の毛 1～4 本 もしくはビニール片 1～4 つ もしくは羽虫 1～4 匹	1 学級	取り除いて、喫食する。 異物の混入があったことを給食センターへ電話で報告する。発見した異物は保存しておき、給食センターが回収する。
髪の毛 1～4 本 もしくはビニール片 1～4 つ もしくは羽虫 1～4 匹	2 学級以上	取り除いて、喫食する。 異物の混入があったことを給食センターへ電話で報告する。発見した異物は保存しておき、給食センターが回収する。
髪の毛 5 本 もしくはビニール片 5 つ もしくは羽虫 5 匹	1 学級	当該学級で混入のあった料理の喫食を中止する。他学級でも同様の混入が無いか確認する。混入が無い場合には、他学級からその料理を集めて、当該学級へ提供する。 異物の混入があったことを給食センターへ電話で報告する。発見した異物は保存しておき、給食センターが回収する。 →給食センターと学校が連携して、保護者宛の通知文を作成し、影響のあった生徒の保護者へ tetoru 等で通知する。
髪の毛 5 本 もしくはビニール片 5 つ もしくは羽虫 5 匹	2 学級	全学級で混入のあった料理の喫食を一時停止する。学校と給食センターが協議し、原則該当校の全学級で混入のあった料理の喫食を中止とする。その他の料理については、引き続き喫食する。 発見した異物は保存しておき、給食センターが回収する。 →給食センターと学校が連携して、保護者宛の通知文を作成し、影響のあった生徒の保護者へ tetoru 等で通知する。

混入した異物	混入の範囲	対応内容（例）
ゴキブリ、ハエ、ネズミ 1匹のいずれか ※身体の全体か、 一部かは問わない	学級数は 問わない	全学級で混入のあった料理の喫食を一時停止する。学校と給食センターが協議し、原則全学校の全学級で混入のあった料理の喫食を中止とする。その他の料理については、引き続き喫食する。 発見した異物は保存しておき、給食センターが回収する。 →給食センターと学校が連携して、保護者宛の通知文を作成し、影響のあった生徒の保護者へ tetoru 等で通知する。
金属やガラス、プラスチック片1つのいずれか	学級数は 問わない	全学級ですべての料理の喫食を一時停止する。学校と給食センターが協議し、全学校の全学級ですべての料理の喫食を中止、もしくは該当校の全学級で混入のあった料理のみ喫食を中止する。 発見した異物は保存しておき、給食センターが回収する。 →すべての料理の喫食を中止とした時は、5時間目、6時間目の授業を中止して生徒を帰宅させる。給食センターと学校が連携して、保護者宛の通知文を作成し、影響のあった生徒の保護者へ tetoru 等で通知する。